

# 「ハンセン病と女性」

## ～金城幸子さんの人生を通して考える～

2001年5月に、熊本地方裁判所において元ハンセン病患者ら127名が国を被告として提訴していた「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の判決がくだされました。

「国は医学の進歩などによって、遅くとも1960年には隔離政策を廃止する義務が生じ、また、96年に『らい予防法』が廃止された後も、正しい知識を普及して偏見を除去する義務があったのに、その義務を怠った」と、ハンセン病患者を社会から隔離する「らい予防法」は、憲法違反だと認めた画期的な判決でした。

当時、沖縄で原告副団長として実名で顔を出して裁判に臨んだのが金城幸子さんです。

ハンセン病は単なる感染症の一種で、治療で治る病気にも関わらず、今でも偏見や差別の対象になっているのは、なぜなのでしょう。

本講座では、回復者の金城幸子さんと、ハンセン病隔離行政を長きにわたり取材されてきたジャーナリストの山城紀子さんをお招きし、「ハンセン病と女性」をテーマに、対談形式で行います。金城幸子さんの人生を通して、ハンセン病を正しく理解するための機会とします。

日時： **9月2日(土)** 午後 **2時～4時**

場所： **なは女性センター学習室 (なは市民協働プラザ1階)**

定員： **36人(事前申込先着順)** 対象： **関心のある方**



やましる のりこ  
講師： **山城 紀子さん**  
(ジャーナリスト)

1949年、那覇市生まれ。ジャーナリスト。元沖縄タイムス記者(1973～2004)。著書に「老いをみる」「心臓病んでも」(以上ニライ社)、『女性記者』の眼(ポーターインク)、『あきらめないー全盲の英語教師・与座健作の挑戦』(風媒社)、『人を不幸にしない医療』(岩波現代文庫)、『沖縄一社会を拓いた女たち』(共著 沖縄タイムス)など。

きんじょう さちこ  
講師： **金城 幸子さん**  
(ハンセン病回復者)



1941年、熊本で生まれる。8～9歳頃、ハンセン病を発症し沖縄愛楽園に入所。岡山の邑久(おく)高校新良田(にいらだ)教室に進学。

1967年、沖縄に戻り結婚、3児をもうける。1982年、愛楽園に再入所、1998年に提訴されたハンセン病違憲国賠訴訟では沖縄愛楽園原告副団長を務める。2002年、退所。現在は、うるま市で次男とともに生活している。



講座のお申込みは、  
左記のQRコードからできます。

\* 市在住・在勤・在学の方は手話通訳が利用できます。8月25日(金)までにお申し込みください。なお、一時保育は当面の間、休止いたします。